

# 研究開発税制の見直し

## 1. 改正のポイント

### (1) 趣旨・背景

- ① 政府が掲げる「名目GDP600兆円経済」を実現するためには、研究開発を促すことにより付加価値の高い財・サービスを生み出していくことが重要である。このため、研究開発投資を増加させるインセンティブを強化する目的で研究開発税制の見直しを行う。

### (2) 内容

- ① 研究開発投資を増やす企業が恩恵を受けやすいよう、総額型に投資増加を促す仕組みを盛り込む。
- ② 特別試験研究費の範囲を拡大し、研究開発税制を適用できる金額を増やす。
- ③ あらゆる業種の研究開発投資を後押しするため、IoT・ビッグデータ・人工知能(AI)等を活用した「第4次産業革命」型サービスの開発を支援対象に追加する。

### (3) 適用時期

- ① 平成29年4月1日以後開始事業年度より適用される。

### (4) 影響

- ① 試験研究費の定義見直しにより、第4次産業革命型の高付加価値サービスの開発が新たに加わるため、同事業を行っている企業は研究開発税制の優遇を受けやすくなる。
- ② 「総額型」の税額控除率が、売上に占める研究開発費の割合ではなく、過年度の研究開発費と比較した研究開発費増加率に応じる減税の仕組みに変わるため、前年比で試験開発費が減少した場合には十分な恩恵が受けられない(ただし、中小企業者等(※)が取り組む研究開発については、最低現状維持であり、手厚い減税措置が講じられる。)

(※)中小企業者等とは、中小企業者又は農業協同組合等で青色申告書を提出するものをいう。また、中小企業者とは、次に掲げる法人をいう。

イ 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人(一定の大規模法人の子会社を除く)

ロ 資本又は出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

## 2. 改正の趣旨・背景

安倍政権が「新3本の矢」政策の1つとして掲げている「2020年の名目GDP600兆円」、日本再興戦略2016などに基づく「今後5年間の民間企業の研究開発投資の対GDP比3%」などの達成には、民間企業の研究開発投資を増やすことが必要になる。また、平成28年の第3四半期より、我が国のGDP計算に研究開発投資が加算されることとなり、GDPが増加するためには研究開発投資が増えることがこれまでより重要となる。

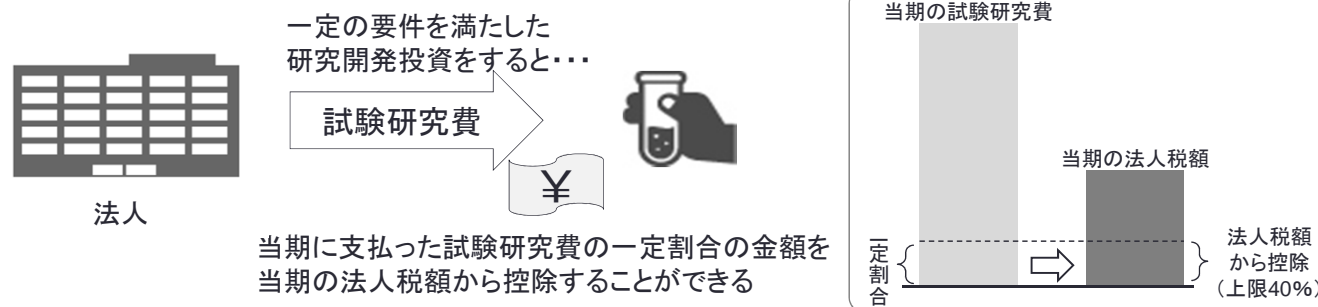
以上のような背景から、企業の研究開発投資を促す目的で、研究開発を増やす企業にメリットが生じやすくなる税制に見直しを行う。

### 3. 改正の内容

#### (1) 研究開発税制と税制改正の概要

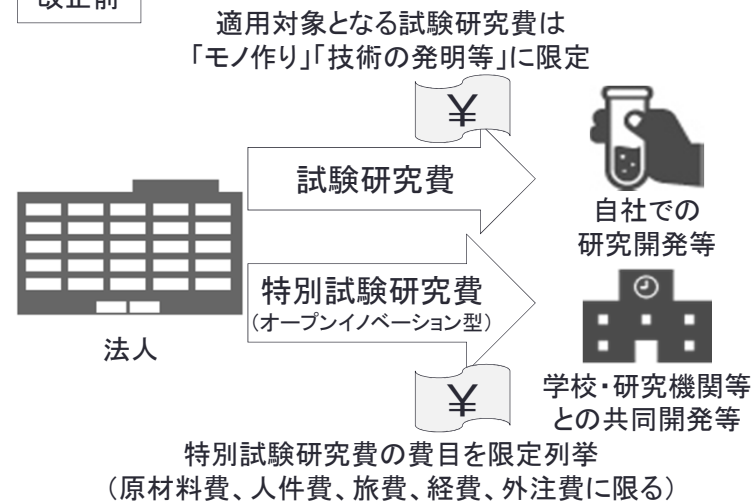
##### 【研究開発税制の概要】

- 研究開発投資を行った法人が、その事業年度において損金の額に算入する試験研究費の額がある場合に、その試験研究費の額の一定割合の金額を、その事業年度の法人税額から控除することを認める制度である(法人税額の40%が上限)。



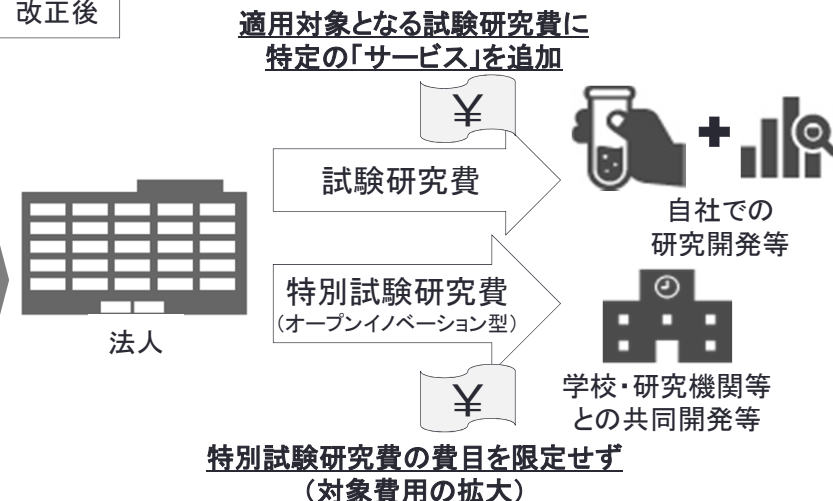
##### 【税制改正の概要】

改正前



売上高に占める試験研究費の割合が高い場合、税額控除を受けやすい仕組み

改正後



過年度の研究開発費と比較し試験研究費の増加率が高い場合、税額控除を受けやすい仕組み(投資増加インセンティブの組み込み)

(参考)新たに追加となるサービス開発の事例～試験研究費の定義の改正について～

地域を自然災害から守るサービス

- ドローンを活用して収集した画像データや気象データ等を組み合わせて分析することで、より精緻でリアルタイムな自然災害予測を通知するサービスを提供



農家を支援するサービス

- センサーによって収集した、農作物や土壌に関するデータや気象データ等を組み合わせ分析し、農家が最適な農作業をできるような農業支援情報を配信するサービスを提供



各個人に応じたヘルスケアサービス

- 各個人の運動や睡眠状況、食事、体重、心拍等の健康データを分析することで、各個人に最適なフィットネスプランや食生活の推奨や、病院受診勧奨を行うサービス



観光サービス

- ドローンや人工衛星等を活用して収集した画像データや気象データ、生態系のデータ等を組み合わせて分析することで、高付加価値の観光資源だが発生頻度の低い自然現象等の発生を精緻に予測するサービスを提供

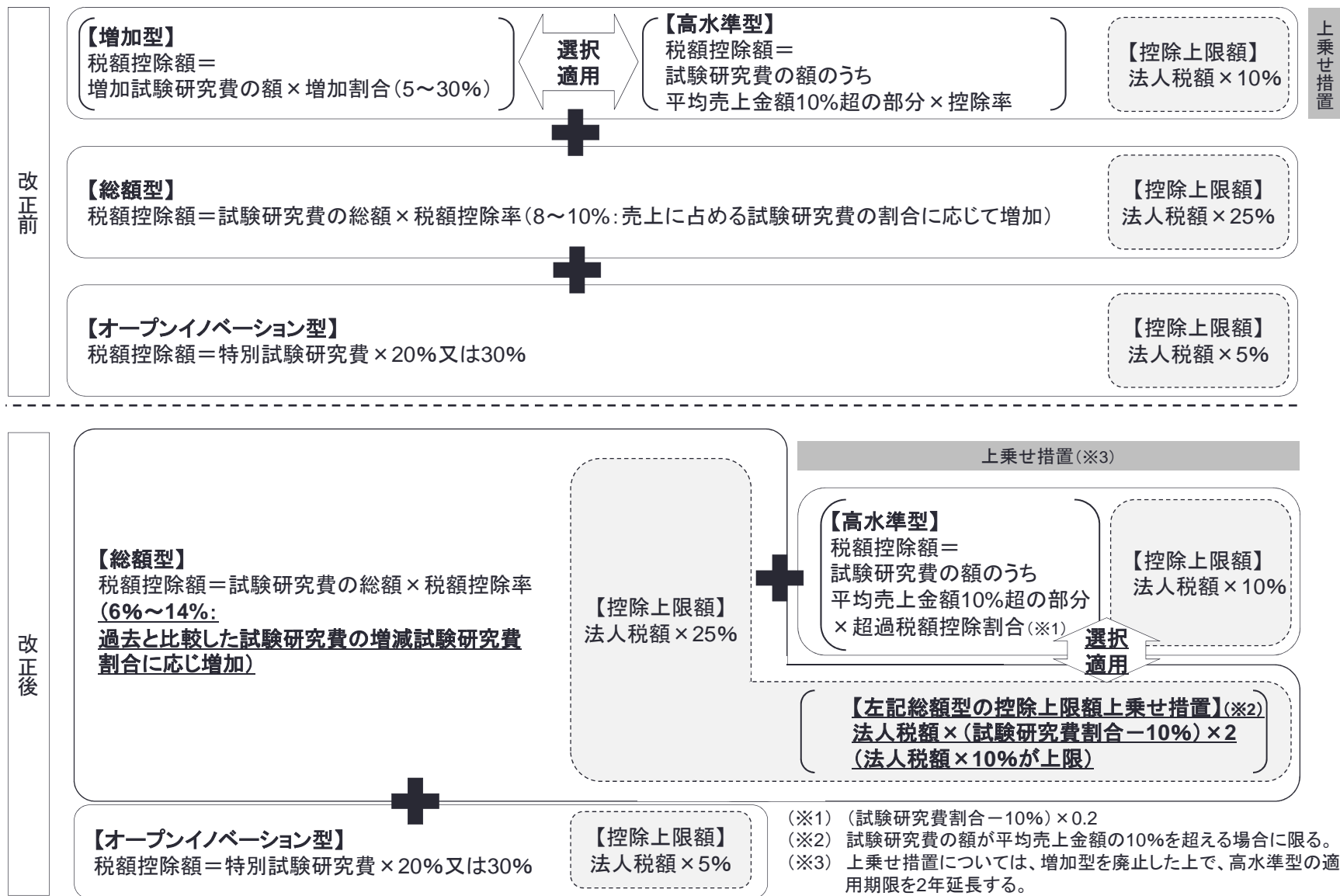


13

(出典)経済産業省(平成28年12月8日)「経済産業関係 平成29年度税制改正について」

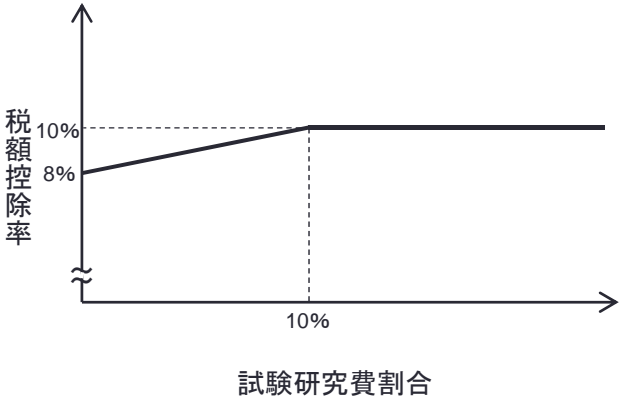
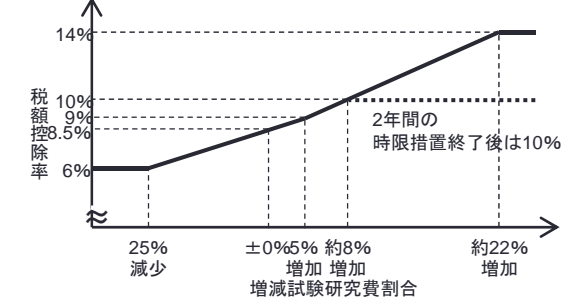
### 3. 改正の内容

#### (2) 研究開発税制の見直し(大企業の場合)



### 3. 改正の内容

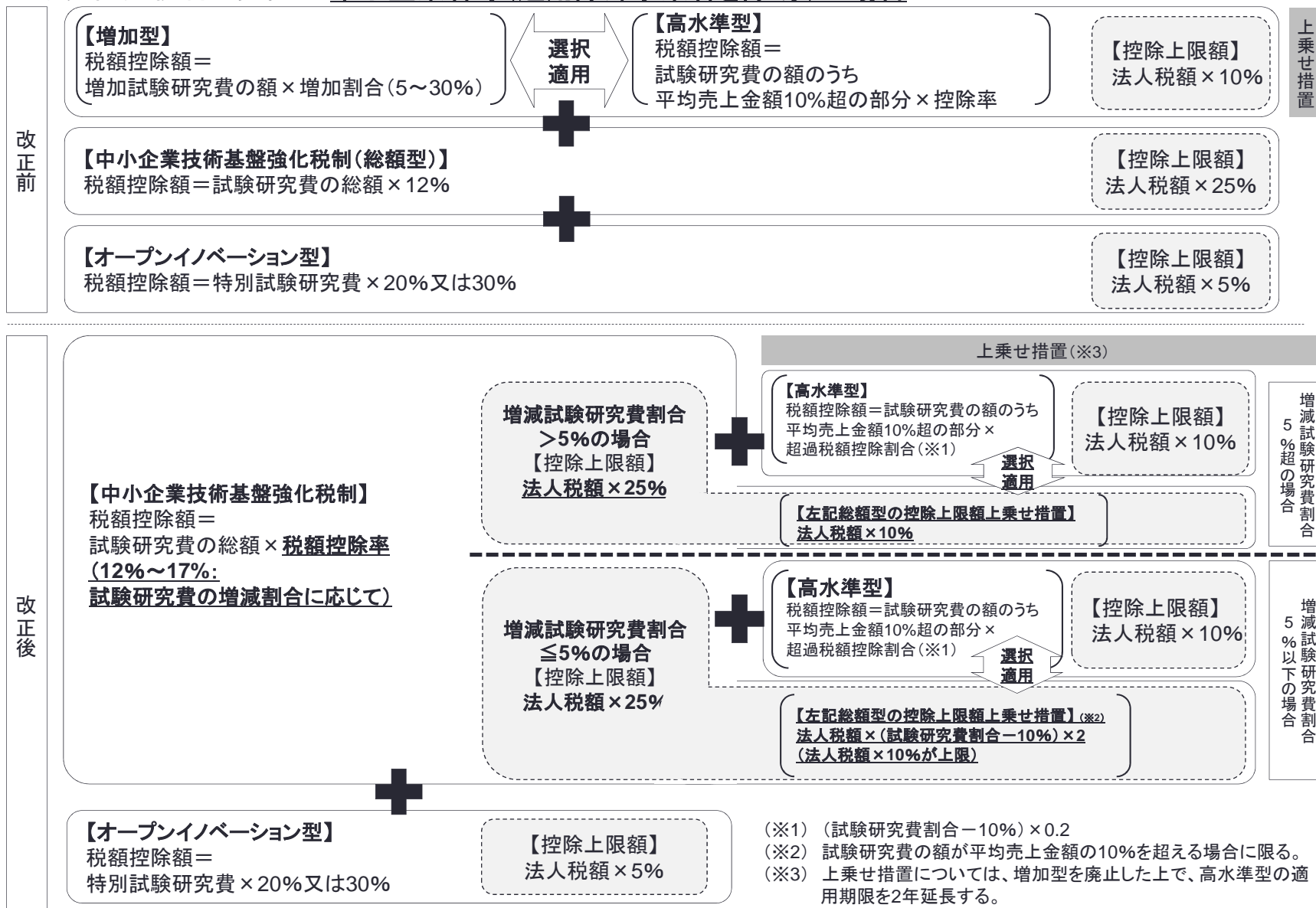
#### (2) 研究開発税制の見直し(大企業の場合)

内容	改正前	改正後
総額型の 税額控除率の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>試験研究費割合 <math>\geq 10\%</math> : 10%</li> <li>試験研究費割合 <math>&lt; 10\%</math> : <math>8\% + (\text{試験研究費割合} \times 0.2)</math></li> </ul> ※ 試験研究費割合 : $\frac{\text{試験研究費の額}}{\text{平均売上金額}}$ ※ 平均売上金額 : 当期含む4年間の売上金額の平均額 	<ul style="list-style-type: none"> <li>増減試験研究費割合 <math>&gt; 5\%</math> : <math>9\% + (\text{増減試験研究費割合} - 5\%) \times 0.3</math></li> <li>増減試験研究費割合 <math>\leq 5\%</math> : <math>9\% - (5\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.1</math> (下限:6%)</li> <li>「設立事業年度であるとき」又は「比較試験研究費の額が零であるとき」: 8.5%</li> </ul> ※ 税額控除率の上限は14%(2年間の時限措置終了後は10%) ※ 増減試験研究費割合 = $\frac{\text{増減試験研究費の額}}{\text{比較試験研究費}}$ ※ 増減試験研究費の額 = $\text{試験研究費の額} - \text{比較試験研究費}$ ※ 比較試験研究費 = 過去3年間の試験研究費の額の平均額 
上乗せ措置の見直し	<p>&lt;増加型&gt; 税額控除額 = 増加試験研究費の額 <math>\times</math> 増加割合 (5~30%)</p> <hr/> <p>&lt;高水準型&gt; 税額控除額 = 試験研究費の額のうち平均売上金額10%超の部分 <math>\times</math> 控除率</p> <p>※ 控除率 = <math>(\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 0.2</math>            ただし、法人税額 <math>\times 10\%</math> を上限とする。</p>	<p>廃止</p> <hr/> <p>左記の高水準型 又は 総額型の控除上限額に下記を上乗せ 法人税額 <math>\times (\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 2</math></p> <p>※ ただし、総額型の控除上限額の上乗せについては、法人税額 <math>\times 10\%</math> を上限とする。</p>



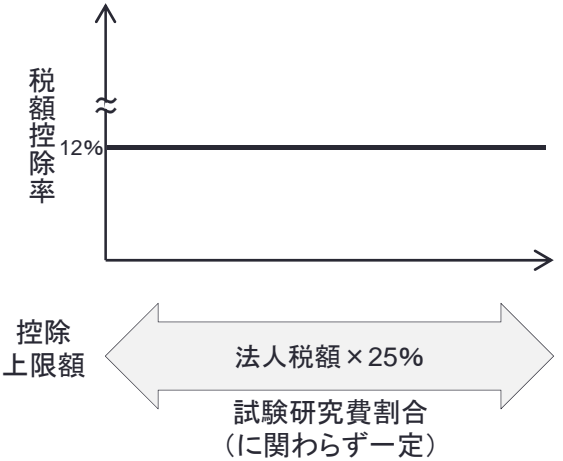
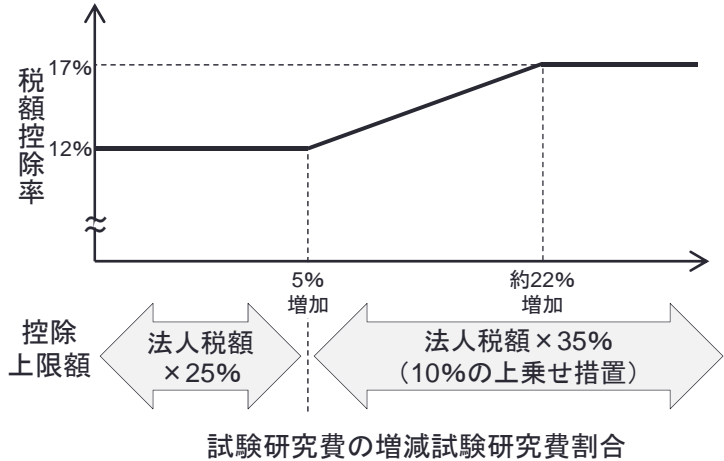
### 3. 改正の内容

#### (3) 研究開発税制の見直し(中小企業者等(適用除外事業者を除く。))の場合)



### 3. 改正の内容

#### (3) 研究開発税制の見直し(中小企業者等(適用除外事業者を除く。))の場合)

内容	改正前	改正後
中小企業技術基盤強化税制における 下記の見直し ① 税額控除率 ② 控除上限額	① 税額控除率：12% ② 控除上限額：法人税額×25%   <p>税額控除率</p> <p>控除上限額</p> <p>法人税額×25%</p> <p>試験研究費割合(に関わらず一定)</p>	試験研究費の増減試験研究費割合>5%の場合 (2年間の時限措置) ① 税額控除率：12% + (増減試験研究費割合 - 5%) × 0.3 ※控除率の上限は17% ② 控除上限額：法人税額×35% ※上乗せ措置である高水準型との選択適用   <p>税額控除率</p> <p>控除上限額</p> <p>法人税額×25%</p> <p>試験研究費の増減試験研究費割合</p> <p>5%増加</p> <p>約22%増加</p> <p>法人税額×35% (10%の上乗せ措置)</p>

### 3. 改正の内容

#### (4) 試験研究費の範囲の見直し

試験研究費の範囲については、以下の通り拡大される見通しである。

改正前	改正後
<p>製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究のために要する原材料費、人件費及び経費のほか、他の者に試験研究を委託するために支払う費用などの額</p>	<p>左記に加えて「対価を得て提供する新たな役務の開発(新サービス開発)に係る試験研究のために要する一定の費用」を追加            新サービス開発の例) IoT、ビッグデータ、人工知能(AI)等            … データの収集、分析を行い、サービスの設計、確認を行う</p>

#### (5) 特別試験研究費の対象の見直し

特別試験研究費の対象については、以下の通り拡大される見通しである。

改正前	改正後
<p>①共同研究及び委託研究に係る相手方が支出する費用で自己が負担するもの            ・原材料費、人件費、旅費、経費及び外注費に限定</p>	<p>①同左            →限定列挙の廃止、対象範囲の拡大            ②契約変更前の支出費用            その契約に係るものであり、かつ、支出日と契約変更日が同一の事業年度内にある場合、特別試験研究費の対象となる            ③対象費用の額の確認について、領収書等の突合は不要</p>



### 3. 改正の内容

#### (6) 制度の概要

	【総額型】	【中小企業技術基盤強化税制】		【オープンイノベーション型】	【高水準型】
		増減試験研究費割合5%以下	増減試験研究費割合5%超 (2年間の時限措置)		
適用要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>青色申告法人</li> <li>試験研究費の支出があること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>青色申告法人</li> <li>【総額型】の適用を受けていないこと</li> <li>中小企業者等のうち一定のもの(但し、適用除外事業者(注4)に該当するものを除く。)</li> <li>試験研究費の支出があること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>青色申告法人</li> <li>特別試験研究費の支出があること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>青色申告法人</li> <li>試験研究費の額が平均売上金額の10%相当額を超えること</li> </ul>	
税額控除率	① $\text{増減試験研究費割合(注1)} > 5\%$ $\dots 9\% + (\text{増減試験研究費割合} - 5\%) \times 0.3$ (上限10%、当初2年間は14%) ② $\text{増減試験研究費割合(注1)} \leq 5\%$ $\dots 9\% - (5\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.1$ (但し、下限6%) ③ 「設立事業年度であるとき」又は「比較試験研究費の額が零であるとき」 $\dots 8.5\%$	12%	$12\% + (\text{増減試験研究費割合(注1)} - 5\%) \times 0.3$ ※ただし17%を上限とする	① 国の試験研究機関、大学等との共同・委託研究に対するもの $\dots 30\%$ ② ①以外に対するもの $\dots 20\%$ ※特別試験研究費に、上記①30%又は②20%を乗じて税額控除額を計算する。	$(\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 0.2$ ※試験研究費の額のうち平均売上金額の10%超の部分に、上記「超過税額控除割合」を乗じて税額控除額を計算する。
控除上限額	適用年度の法人税額 × 25%	適用年度の法人税額 × 25%	適用年度の法人税額 × (25% + 10%※)	適用年度の法人税額 × 5%	適用年度の法人税額 × 10%
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>上乗せ措置である【高水準型】の適用要件を満たしている場合、【高水準型】の適用に代えて、以下の金額を上記控除上限額へ上乗せすることができる。  <math>\dots \text{法人税額} \times (\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 2</math>                ※ただし、法人税額 × 10%を上限とする。</li> </ul>		※【高水準型】の適用要件を満たしている場合は、上記の控除上限額の10%上乗せ措置に代えて、【高水準型】の適用を受けることができる。		

(注1) 増減試験研究費割合 = 増減試験研究費の額(注2) ÷ 比較試験研究費の額  
 (注3) 比較試験研究費の額 = 過去3年間の試験研究費の額の平均額

(注2) 増減試験研究費の額 = 試験研究費の額 - 比較試験研究費の額(注3)  
 (注4) 適用除外事業者: 前3事業年度の平均所得金額が15億円を超える法人

#### 4. 適用時期

適用時期は、平成29年4月1日以後開始事業年度から適用される。ただし、中小企業技術基盤強化税制に係る「適用除外事業者」の規定は、平成31年4月1日以後開始事業年度から適用される。

## 4. 改正の影響

下記の前提で税制改正前後の税額控除額を試算する。ただし、特別試験研究費の支出はないものとする。

【設例1】大企業に該当し、増減試験研究費割合が約15%の場合

事業年度	売上高		試験研究費の額		法人税額
平成26年3月期	600,000,000 円	A	70,000,000 円	a	/
平成27年3月期	600,000,000 円	B	80,000,000 円	b	
平成28年3月期	700,000,000 円	C	100,000,000 円	c	
平成29年3月期	700,000,000 円	D	80,000,000 円	d	
平成30年3月期	800,000,000 円	E	<b>100,000,000 円</b>	e	

会社規模	大企業		
平均売上高	(1)	700,000,000 円	$(B+C+D+E)/4$
比較試験研究費の額	(2)	86,666,666 円	$(b+c+d)/3$
基準試験研究費の額	(3)	100,000,000 円	cとdのいずれか大きい額
増減試験研究費の額	(4)	13,333,334 円	$e - (2)$
増減試験研究費割合	(5)	15.385%	$(4) \div (2)$
試験研究費割合	(6)	14.286%	$e \div (1)$

大企業に該当

増減試験研究費割合  
15.385% ( $>5\%$ )

【設例2】大企業に該当し、増減試験研究費割合が約▲20%の場合

事業年度	売上高		試験研究費の額		法人税額
平成26年3月期	600,000,000 円	A	70,000,000 円	a	/
平成27年3月期	600,000,000 円	B	80,000,000 円	b	
平成28年3月期	700,000,000 円	C	100,000,000 円	c	
平成29年3月期	700,000,000 円	D	80,000,000 円	d	
平成30年3月期	800,000,000 円	E	<b>70,000,000 円</b>	e	

会社規模	大企業		
平均売上高	(1)	700,000,000 円	$(B+C+D+E)/4$
比較試験研究費の額	(2)	86,666,666 円	$(b+c+d)/3$
基準試験研究費の額	(3)	100,000,000 円	cとdのいずれか大きい額
増減試験研究費の額	(4)	<b>▲16,666,666 円</b>	$e - (2)$
増減試験研究費割合	(5)	<b>▲19.231%</b>	$(4) \div (2)$
試験研究費割合	(6)	10.000%	$e \div (1)$

大企業に該当

増減試験研究費割合  
▲19.231% ( $\leq 5\%$ )

【設例3】中小企業者等に該当し、増減試験研究費割合が約15%の場合

事業年度	売上高		試験研究費の額		法人税額
平成26年3月期	600,000,000 円	A	70,000,000 円	a	/
平成27年3月期	600,000,000 円	B	80,000,000 円	b	
平成28年3月期	700,000,000 円	C	100,000,000 円	c	
平成29年3月期	700,000,000 円	D	80,000,000 円	d	
平成30年3月期	800,000,000 円	E	<b>100,000,000 円</b>	e	

会社規模	中小企業者等		
平均売上高	(1)	700,000,000 円	$(B+C+D+E)/4$
比較試験研究費の額	(2)	86,666,666 円	$(b+c+d)/3$
基準試験研究費の額	(3)	100,000,000 円	cとdのいずれか大きい額
増減試験研究費の額	(4)	13,333,334 円	$e - (2)$
増減試験研究費割合	(5)	15.385%	$(4) \div (2)$
試験研究費割合	(6)	14.286%	$e \div (1)$

中小に該当

増減試験研究費割合  
15.385% ( $>5\%$ )

#### 4. 改正の影響

設問1～3における改正前と改正後の税額の影響は下記の通り試算される。

前頁の前提に基づく、大企業の場合、試験研究費の増減試験研究費割合が約8%以上のケースにおいては、改正後、控除額が増加する(設問1)。増減試験研究費割合が低いケースにおいては、控除額が減少する(設問2)。

中小企業者等の場合は、試験研究費の増減試験研究費割合が5%超のケースにおいては、改正後、控除額が増加し、増減試験研究費割合が5%以下のケースにおいては、控除額は、変わらない(設例3)。

(単位:円)

		【総額型】	廃止	選択適用		税額控除額 計
			【増加型】	【高水準型】	【総額型】 上乘せ措置の特例	
設例1 大企業に該当し、 増減試験研究費割合が 約15%の場合	改正前	7,500,000	0 (適用なし)	257,160		7,757,160
	改正後	7,500,000		257,160	2,550,000	10,050,000
	差額	±0	±0	±0	+2,550,000	+2,292,840
設例2 大企業に該当し、 増減試験研究費割合が 約▲20%の場合	改正前	7,000,000	0 (適用なし)	0 (適用なし)		7,000,000
	改正後	4,550,000		0 (適用なし)	0 (適用なし)	4,550,000
	差額	▲ 2,450,000	±0	±0	±0	▲ 2,450,000
設例3 中小企業等に該当し、 増減試験研究費割合が 約15%の場合	改正前	7,500,000	0 (適用なし)	257,160		7,757,160
	改正後	7,500,000		257,160	3,000,000	10,500,000
	差額	±0	±0	±0	+3,000,000	+2,742,840
控除上限額		法人税額 × 25%	法人税額 × 10%	法人税額 × 10%	【設例1及び2の場合】 法人税額 × (試験研究費割合 - 10%) × 2 ※法人税額 × 10%を上限  【設例3の場合】 法人税額 × 10%	

## 4. 改正の影響

【設例1】大企業に該当し、増減試験研究費割合が約15%の場合

改正前	改正後
<p><b>【総額型】</b>            試験研究費割合14.286%<math>\geq</math>10%より</p> <p>① 税額控除額: 100,000,000円(試験研究費)<math>\times</math>10%=10,000,000円            ② 控除上限額: 30,000,000円(法人税額)<math>\times</math>25%=7,500,000円            ③ ①<math>&gt;</math>②より <b>7,500,000円</b></p> <p><b>【増加型】</b>            ① 判定            100,000,000円(試験研究費)<math>\leq</math>100,000,000円(基準試験研究費)            13,333,333円(試験研究費増減差額)<math>&gt;</math>4,333,333円(比較試験研究費<math>\times</math>5%)  <u>∴適用なし(試験研究費<math>\leq</math>基準試験研究費のため)</u></p> <p><b>【高水準型】</b>            ① 判定: 100,000,000円(試験研究費)<math>&gt;</math>70,000,000円(平均売上高<math>\times</math>10%)  <u>∴適用あり</u>            ② 控除率: (14.286%<math>-</math>10%)<math>\times</math>0.2=0.008572            ③ 税額控除額: (100,000,000円<math>-</math>70,000,000円)<math>\times</math>0.008572=257,160円            ④ 控除上限額: 30,000,000円<math>\times</math>10%=3,000,000円            ⑤ ③<math>\leq</math>④より <b>∴257,160円</b></p> <p><b>【税額控除額】</b>            7,500,000円+257,160円=<b>7,757,160円</b></p>	<p><b>【総額型】</b>            ① 増減試験研究費割合: 15.385%<math>&gt;</math>5%            ② 税額控除率: 9%+(15.385%<math>-</math>5%)<math>\times</math>0.3<math>\div</math>0.121(小数点3位未満切捨)<math>\leq</math>14%より  <math>\therefore</math>12.1%</p> <p>③ 税額控除額: 100,000,000円(試験研究費)<math>\times</math>12.1%=12,100,000円            ④ 控除上限額: 30,000,000円(法人税額)<math>\times</math>25%=7,500,000円            ⑤ ③<math>&gt;</math>④より <b>7,500,000円</b>            ⑥ 有利選択(∵③<math>&gt;</math>④)            (i) 控除上限超過額: 12,100,000円<math>-</math>7,500,000円=4,600,000円            (ii) 上乘せ控除上限額            イ. (14.286%<math>-</math>10%)<math>\times</math>2=8.5%(小数点3位未満切捨)<math>\leq</math>10%より  <math>\therefore</math>8.5%            ロ. 30,000,000円<math>\times</math>8.5%=2,550,000円            (iii) (i)<math>&gt;</math>(ii)より 2,550,000円            (iv) 高水準型: 257,160円(下記参照)            (v) (iii)<math>&gt;</math>(iv)より <b>2,550,000円</b></p> <p>⑦ 総額型に係る税額控除額計            7,500,000円+2,550,000円=<b>10,050,000円</b></p> <p><b>【高水準型】</b>            左記より<b>257,160円</b></p> <p><b>【税額控除額】</b>  <b>10,050,000円</b></p>

## 4. 改正の影響

【設例2】大企業に該当し、増減試験研究費割合が約▲20%の場合

改正前	改正後
<p><b>【総額型】</b> 試験研究費割合10.0%≥10%より</p> <p>① 税額控除額:70,000,000円(試験研究費)×10%=7,000,000円</p> <p>② 控除上限額:30,000,000円×25%=7,500,000円</p> <p>③ ①&lt;②より <b>7,000,000円</b></p> <p><b>【増加型】</b></p> <p>① 判定 70,000,000円(試験研究費)≤100,000,000円(基準試験研究費) ▲16,666,667円(試験研究費増減差額)≤4,333,333円(比較試験研究費×5%) <b>∴適用なし</b></p> <p><b>【高水準型】</b></p> <p>① 判定:70,000,000円(試験研究費)≤70,000,000円(平均売上高×10%) <b>∴適用なし</b></p> <p><b>【税額控除額】</b> <b>7,000,000円</b></p>	<p><b>【総額型】</b></p> <p>① 増減試験研究費割合:▲25%&lt;▲19.231%≤5%</p> <p>② 税額控除率:9%-(5%-(▲19.231%))×0.1≒0.065(小数点3位未満切捨) ∴6.5%</p> <p>③ 税額控除額:70,000,000円(試験研究費)×6.5%=4,550,000円</p> <p>④ 控除上限額:30,000,000円(法人税額)×25%=7,500,000円</p> <p>⑤ ③&lt;④より <b>4,550,000円</b> ※高水準型の適用なしのため、上乘せ措置の検討不要。</p> <p><b>【高水準型】</b> <b>左記より適用なし</b></p> <p><b>【税額控除額】</b> <b>4,550,000円</b></p>

## 4. 改正の影響

### 【設例3】中小企業等に該当し、増減試験研究費割合が約15%の場合

改正前	改正後
<p><b>【中小企業技術基盤強化税制】</b></p> <p>① 税額控除額: 100,000,000円(試験研究費)×12%=12,000,000円</p> <p>② 控除上限額: 30,000,000円(法人税額)×25%=7,500,000円</p> <p>③ ①&lt;②より <b>7,500,000円</b></p> <p><b>【増加型】</b></p> <p>① 判定</p> <p>100,000,000円(試験研究費) ≤ 100,000,000円(基準試験研究費)</p> <p>13,333,333円(試験研究費増減差額) &gt; 4,333,333円(比較試験研究費×5%)</p> <p><b>∴適用なし(試験研究費 ≤ 基準試験研究費のため)</b></p> <p><b>【高水準型】</b></p> <p>① 判定: 100,000,000円(試験研究費) &gt; 70,000,000円(平均売上高×10%)</p> <p><b>∴適用あり</b></p> <p>② 控除率: (14.286% - 10%)×0.2 = 0.008572</p> <p>③ 税額控除額: (100,000,000円 - 70,000,000円)×0.008572 = 257,160円</p> <p>④ 控除上限額: 30,000,000円×10% = 3,000,000円</p> <p>⑤ ③ ≤ ④より <b>∴257,160円</b></p> <p><b>【税額控除額】</b></p> <p>7,500,000円 + 257,160円 = <b>7,757,160円</b></p>	<p><b>【総額型】</b></p> <p>① 増減試験研究費割合: 15.385% &gt; 5%</p> <p>② 税額控除率: 12% + (15.385% - 5%)×0.3 = 0.151(小数点3位未満切捨)</p> <p style="text-align: right;">≤ 17%より ∴15.1%</p> <p>③ 税額控除額: 100,000,000円(試験研究費)×15.1% = 15,100,000円</p> <p>④ 控除上限額: 30,000,000円(法人税額)×25% = 7,500,000円</p> <p>⑤ ③ &gt; ④より <b>7,500,000円</b></p> <p>⑥ 有利選択(∵③ &gt; ④)</p> <p>(i) 控除上限超過額: 15,100,000円 - 7,500,000円 = 7,600,000円</p> <p>(ii) 上乗せ控除上限額</p> <p style="text-align: right;">30,000,000円×10% = 3,000,000円</p> <p>(iii) (i) &gt; (ii)より 3,000,000円</p> <p>(iv) 高水準型: 257,160円(下記参照)</p> <p>(v) (iii) &gt; (iv)より <b>3,000,000円</b></p> <p>⑦ 総額型に係る税額控除額計</p> <p style="text-align: right;">7,500,000円 + 3,000,000円 = <b>10,500,000円</b></p> <p><b>【高水準型】</b></p> <p>左記より<b>257,160円</b></p> <p><b>【税額控除額】</b></p> <p style="text-align: right;"><b>10,500,000円</b></p>